

有料職業紹介事業 紹介手数料

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	・ <u>1,000 円（消費税別途）</u> ・ 手数料負担者は求人企業とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	・ 成功報酬 <u>下記金額の 50%（消費税別途）</u> ① 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（消費税別途） ② 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は、最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（消費税別途） ・ 手数料負担者は求人企業とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	・ 成功報酬 <u>下記金額の 50%（消費税別途）</u> 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（消費税別途） ・ 手数料負担者は求人企業とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	・ 着手金 100,000 円（消費税別途） ・ 活動 1 日あたり 50,000 円（消費税別途） ・ 成功報酬 <u>下記金額の 50%（消費税別途）</u> ① 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（消費税別途） ② 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は、最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（消費税別途） ・ 手数料負担者は求人企業とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	・ 着手金 100,000 円（消費税別途） ・ 相談、助言終了時 50,000 円（消費税別途） ・ 手数料負担は関係雇用主とします。 ・ 成功報酬 <u>下記金額の 50%（消費税別途）</u> ① 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（消費税別途） ② 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は、最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（消費税別途） ・ 手数料負担者は求人企業とします。